国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群

弥勒寺東遺跡 I

一 郡庁区域 一



2012 関 市 教 育 委 員 会

国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群

弥勒寺東遺跡I

一 郡庁区域 一

2012 関 市 教 育 委 員 会

関市では、国指定史跡「弥勒寺跡」(1959年(昭和34)指定)を中心とする歴史 公園整備事業の一環として、1994年(平成6)から弥勒寺東遺跡の発掘調査を実施しています。その結果、奈良時代から平安時代に栄えた、国府政庁に見まがう立派な郡庁院や、倉が整然と並び立つ正倉院などの発見により武義郡衙跡であることが判明し、672年(天武元)の壬申の乱において活躍した当地の伝統的地方豪族ムゲツ氏の拠点が、寺院の建立とともに官衙に整備されていく過程が明らかになりました。これを受けて2007年(平成19)に追加指定が決定し、二つの遺跡をあわせて国指定史跡「弥勒寺官衙遺跡群」と改称されました。

一方、2002年(平成14)に実施した弥勒寺西遺跡の発掘調査によって、祭祀の跡が発見され、寺院・郡衙・祭祀跡が一体で良好に残る全国的にも稀な遺跡として注目を集め、今や地方官衙遺跡の代表例として著名な遺跡群となりました。

本書は、1994年(平成6)から2005年(平成17)にかけて実施した、弥勒寺東遺跡の第1次から第8次調査のうち、郡庁院に関わる部分の報告ですが、今後も調査・研究を進め、郷土の誇り、次代の道しるべとして、また様々な活動の拠点として活用しながら、後世にできるだけ良い形で護り伝えていけるよう、一層の努力を傾けてまいりたいと考えています。

最後になりましたが、調査に際しまして、ご理解とご協力をいただきました地元の皆様や関係者の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。そしてこの報告書が、古代の地方の行政府の姿を知る手がかりとして、多くの方々に活用していただきますことを心よりご期待申し上げます。

2012年(平成24) 9月

関市教育委員会 教育長 吉田康雄

例 言

- 1. 本書は関市教育委員会が1994年度から2005年度にかけて、国庫補助金及び岐阜県文化財保護費補助金を受けて実施した弥勒寺東遺跡(武義郡衙)発掘調査のうち、郡庁院に関わる範囲の報告である。
- 2. 調査期間及び面積
 - 第1次 1994.4.26~1995.3.28 約2,100㎡
 - 第2次 1995.5.31~1996.3.29 A~D地区約2,300㎡
 - 第3次 1996.5.15~1997.3.31 A~C地区・第1~8トレンチ・下水道工事立会 約1,300㎡
 - 第4次 1997.5.6~1998.4.21 E・F地区・第9~11トレンチ・下水区・弥勒寺跡南地区 約2,800㎡
 - 第5次 1998.5.14~1998.12.28 G・F地区(拡張区)・第12トレンチ 約1.100㎡
 - 第6次 1999.8.10~2000.3.31 F地区(拡張区)・第12トレンチ 75.48㎡ 2000.9.4~2000.9.28 F地区(拡張区) 補足調査・埋戻し
 - 第7次 2005.4.13~2005.6.17 第13·14トレンチ 148.41㎡
 - 第8次 2005.10.17~2005.10.31 個人住宅下水道 11.5㎡, 2005.11.22 下水道取付工事立会 2.5㎡ ※ 第2次以降は、新たに設けた調査区の面積
- 3. 調査体制

調查指導(弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 専門部会)

八賀 晋 三重大学名誉教授

森 郁夫 帝塚山大学名誉教授

高瀬要一 琴ノ浦湯山荘園理事長

松村恵司 奈良文化財研究所長

早川万年 岐阜大学教育学部教授

島田敏男 文化庁文化財部参事官付 伝統的建造物群部門 主任文化財調査官

事 務 局 関市教育委員会 文化課

調査主任 田中弘志(第1~6次)、篠原英政(第4次 $9\cdot10T$,下水区, F地区, 第5次 F地区拡張区) 伊藤 聡(第3次 $4\cdot6\cdot8T$, 第7次)、高井道和(第8次)

調 査 員 加納英子

調查補助 高木惠子、高橋紀美、石木徳江、古田栄子

- 4. 発掘作業は、(社)関市シルバー人材センターに委託して実施した。
- 5. 発掘調査及び報告書作成に当り、以下の方々のご指導を賜った。 井上和人、金田章裕、清田喜樹、坂井秀弥、佐 藤 信、佐藤洋一郎、土 肥 孝、平 川 南、 増 渕 徹、山中敏史、宮本長二郎
- 6. 2007年(平成19) 2月6日付けで、国指定史跡「弥勒寺跡 附丸山古窯跡」に追加指定され、 名称は、「弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺跡 弥勒寺官衙遺跡 丸山古窯跡」に改められた。
- 7. 出土遺物及び調査記録は、関市教育委員会が保管し公開している。
- 8. 本書の執筆及び編集は田中が行い、加納がこれを補佐した。

目 次

Ι	調査の経緯と経過			
	1 遺跡群の位置と環境		1	
	a . 立地	図 1 弥勒寺遺跡群の位置 (1/25,000)		
	b. 歷史的環境	表 1 関連史年表		
		図 2 周辺の遺跡 (1/50,000) 【折込み】		
			11	
	a . 弥勒寺跡	図 3 弥勒寺遺跡群模式図 (1/5,000)		
		資料1 保存管理計画書(弥勒寺跡) 抜粋		
	b. 弥勒寺東遺跡	図4 弥勒寺跡・弥勒寺東遺跡(1/1,000)【折込み】		
	c. 弥勒寺西遺跡	図 5 弥勒寺西遺跡 (1/400)		
	d. 池尻大塚古墳	図 6 池尻大塚古墳 (1/400)		
			21	
		図 7 調査年次 (1/2,000)		
		資料2 保存管理計画書(弥勒寺官衙遺跡群)抜粋		
	c. 郡庁区域	図8 郡庁区域(1/400)【折込み】		
Π	郡庁区域の遺構■			
	1 調香区の設定		.31	
	a. グリッド	図 9 調査座標 (1/2,000)	01	
	b. 基本層序	図10 土層断面 1 (1/80)		
		図11 ″ 2 (1/50) 【折込み】		
	2 主な遺構			
	A 郡庁院		38	
		図12 郡庁院(1/400)		
	a. 正殿	図13 正殿(1/100)		
		図14 建て替えの把握		
		図15~24 正殿柱穴詳細 (平面・断面図)		
	b. 脇殿	図25, 38 東・西脇殿(南棟) (1/100)		
		図26~37, 39, 40 / 柱穴詳細(平面・断面図) (1/40)		
		図41, 42 西・東脇殿北棟(1/100)		
	c. 掘立柱塀1・2、溝1・2・	3+第3トレンチ南端の遺構(B 郡庁院外の諸施設)		
		図43 掘立柱塀1・2 溝1~5 (1/400)		
		図44~49, 51~55 塀1·2柱穴詳細(平面・断面図) (1/100·1/40) 図50 3 T南端 断面(1/40)		
	d . 廃棄土坑	図56 廃棄土坑 ME3 SK2・6 (1/40)		
	B 那庁院从の該施語		76	
	a. 建物1·2	図57 建物1・2 (1/300)	70	
	a. 注加 1 · Z	図58, 60 建物 1 ・ 2 (1/100)		
		図59, 62~67 建物 1 · 2 柱穴詳細 (平面·断面図) (1/40)		
		図61 12 T A~ H断面 (1/100)		
	b. 下水道工事立会	図68 郡庁院門前の遺構、下水道工事立会調査(1/1,000)		
	4	図69 下水道工事立会 (1/100) 第 3 次調査		
	c . 郡庁院門前の遺構	図70 H 1 ~ 8 (1/50) 第 3 次調査		
	d. 第8次調査	図71 第8次調査と下水道工事立会区間(1/300)		

図72 第8次調査 平・断面 (1/100)

	СТ	層の遺構群		. 90
	a .	大形掘立柱建物群	図73, 74 前身建物 1 · 2 (1/100) 図75 前身建物 2 SK7断面図(1/40)	
	b .	竪穴建物1~3	図76, 78, 80 竪穴建物 1 ~ 3(1/50) 図77, 79 竪穴建物 1 ・ 2 カマド(1/20)	
	a . b .	後殿(推定) 第3トレンチ(50番地)の柱	図81 その他の遺構 (1/600) 主穴列	· 98
		E11区の土坑群 溝4・5		
		鍛冶遺構 5 ・ 6 遺構一覧	図82, 83 鍛冶遺構 5 · 6 (平面·断面図) (1/40) 表 2 (1) ~ (10) 正殿, 東·西脇殿, 東·西脇殿北棟, 掘立柱塀 1 · 2 , 廃棄土坑, 建物 1 · 2 , 前身建物 1 · 2 · SK3 · 4, 後殿 (推定)	
	Еф	世以降の遺構群		112
		第12トレンチ	図84 第12トレンチ Ⅲ層礫群 (1/150) 図85 中世以降の遺構群抜粋 (1/400) 【折込み】	
	b.	第6トレンチ、E5~7区	図86, 87 集石遺構(1/40) 図88 E7区 南半部(1/40)	
	с.	E8・9区、第3トレンチ	図89 E9区 南半部 (1/40) 図90 E9N区 北端部、第3トレンチ (50番地) (1/40) 図91~94 集石遺構等 (1/40)	
	d .	E 2 · 4区	図95 E 2 · 4 区 集石遺構 検出状況(1/80) 図96 E 2 · 4 区 集石遺構 上部の礫を取り除いた状況(1/80) 図97~100 集石遺構(平面・断面図) (1/40)	
Ш	郡庁区	☑域の遺物 ■		
	1 遺構	構に伴う遺物		124
	2 包含	\$層出土遺物 ····································		134
		遺構出土遺物集計	図 $101\sim110$ 遺構出土遺物 $(1/4)$, 図 $110\sim114$ 包含層出土遺物 $(1/4)$ 表 3 $(1)\sim(9)$ 正殿, 東・西脇殿, 東・西脇殿北棟, 掘立柱塀 $1\cdot 2$, 溝, 建物 $1\cdot 2$, 前身建物 $1\cdot 2\cdot SK3\cdot 4$, 後殿(推定), 廃棄土坑, 集石遺構等 表 4 掲載出土遺物観察 $(1)\sim(10)$	
	3 70)他		183
		円面硯	図115 円面硯出土地点(1/1,000) 図116 円面硯(1/4) 表 5 円面硯 図117 円面硯 計測	100
			表 6 円面硯 分類	
	b. §	鉄滓、フイゴの羽口等	表7 第5トレンチ南区出土 鉄滓・フイゴの羽口等	
IV	今後の)課題 📕		
	1 遺標	構群の変遷過程		191
			図118 正殿の建て替え (1/300) 図119 郡庁院建物配置 (1/500) 図120 郡庁院変遷案 (1/1,200) 図121 Ⅲ期 変遷案 2 (1/1,200) 図122 八脚門の推定 (1/200)	
	2 郡月	庁院内の給食活動 -土師器	表 8 郡庁区域建物一覧	197
	3 遺跡	がから読み取るムゲツ氏の	図123 平安土師器(1/3) 姿	197

I 調査の経緯と経過

1 遺跡群の位置と環境

大日岳に源を発する長良川は奥美濃の山あいを抜け、濃尾平野にさしかかるところで山王山に行く手を阻まれ、鋭角的に屈曲して西に流路を変える。この内側で、背後の池尻山(標高130m)との間に形成された狭小な舌状の河岸段丘に、ムゲツ氏の氏寺と武義郡衙に比定される国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群(弥勒寺跡と弥勒寺東遺跡)が立地する。地籍は、岐阜県関市池尻字弥勒寺である。

弥勒寺跡の西の谷あいには弥勒寺西遺跡が、また、さらに西側の池尻山の支尾根の麓に、ムゲツ氏の 奥津城と考えられる池尻大塚古墳(方墳)があり、これらの遺跡を総称して「弥勒寺遺跡群」と呼んでいる。



写真1 長良川と遺跡群

^{*1} 辛義都、身毛、牟宜都、牟義津、牟下都、牟下津、牟義、武義、牟下、身月などの多様な表記の存在を考慮してカタカナを用いる。

^{*2} 郡名は、『延喜式』をはじめ、古代において最も使用例の多い「武義」に従う。 現在では「武儀」と表すが、2005年(平成17)年、関市と旧武儀郡の二町三村が合併したことにより、武儀郡は消滅した。

武義郡の最南端に位置しており、大小の支流を集めて郡域を貫く長良川を扇に喩えるならば、要の位置にあたる舟運の要衝であり、また、川によってのみ外界とつながる小瀬峡谷と呼ばれる自然の要害で

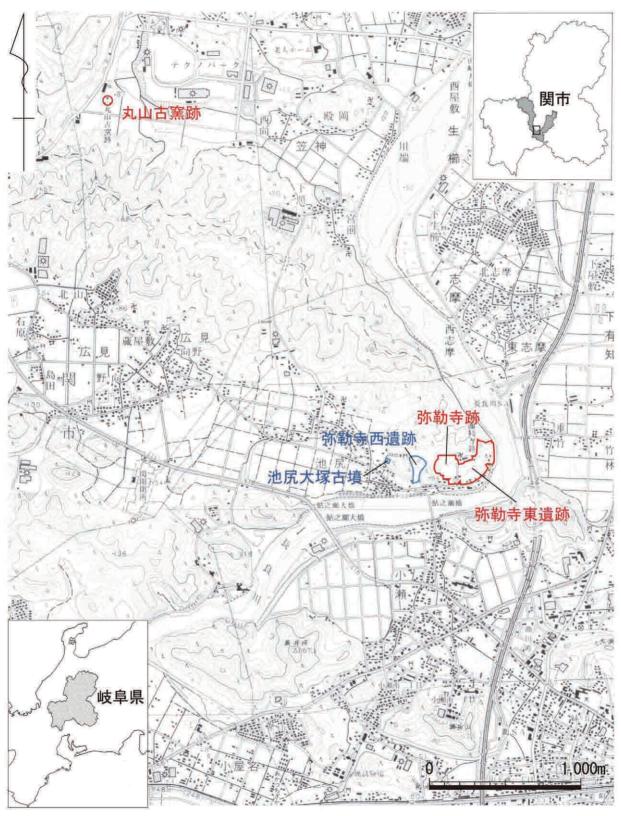


図 1 弥勒寺遺跡群の位置 (S=1/25,000)

^{*1『}養老令』によれば、郷数20~16を大郡、15~12を上郡、11~8を中郡、7~4を下郡、3以下を小郡と区分されている。武義郡は、855年(斉衡 2) に 4 郷が分離され「群(郡)上郡」が建郡されるまでは、13郷(里) を擁する「上郡」であった。

もある。これより上・下流では氾濫原が広く、幾度となく流路を変えたと思われるが、遺跡が立地する 峡谷は、山王山側に甌穴群を発達させており、川筋の変わらない場所であったことがわかる。すなわち、 遺跡群は、長良川との関係が氾濫によって変更することがない場所に立地している。

現在は、奥長良川県立自然公園に指定された景勝地であり、ここでおこなわれる小瀬鵜飼には多くの観光客が訪れる。また、弥勒寺は円空終焉の寺としても知られ、河畔に佇む県指定史跡「円空入定塚」は、円空仏に惹かれる人々のメッカとなっている。史料で確認できる弥勒寺は、揖斐郡横蔵寺文書に、「永和四年(1378)武儀郡池尻郷弥勒寺」とみえるのが最も古く、その後、円空が1689年(元禄2)に園城寺(三井寺)の末寺として再興したとき、往古の寺号にしたがったとされている。

円空が中興した弥勒寺は、現在もこの地で、その法灯を受け継いでいる。

b. 歷史的環境

武義郡の郷 『和名類聚抄』 によると、9世紀後半頃の武義郡の郷として、御佩郷、跡部郷、生櫛郷、有知郷、白金郷、大山郷、稲朽郷、菅田郷、揖可郷の9郷が記載されている。これらの郷名の一部は、奈良県石上遺跡から出土した木簡、表「乙丑年十二月三野国ム下評」裏「大山五十戸造ム下ア知ツ(改行) 従人田ア児安」に「大山五十戸」とあるのを最古の例とし、平城京から出土した「□濃國牟義郡稲朽郷□□里」、「美濃國武義郡稻□×」、「揖可郷高倉里山下部荒□□」などでも確認できる。 今日でも、関市域と周辺にはこれらの地名が全て残っている。

関市域の遺跡

片山西塚古墳 関市唯一の前方後円墳である。弥勒寺遺跡群から長良川の対岸約1.2km南西で、池尻大塚古墳からは直視できる位置にある。2003年(平成15)に、保存目的の範囲確認調査が実施され、墳長22.3m、後円部径14.9mの規模と竪穴系の主体部を持つことが判明した。築造時期は5世紀中頃と推定されている。決して大きい古墳とは言えないが、武義郡唯一の前方後円墳であること、翻せば、この地域に大きな前方後円墳が存在しないことに対する歴史的解釈は、ムゲツ氏の趨勢や性格の評価を大きく左右する。

塚原古墳群 弥勒寺から下流へ3kmほど長良川を下った右岸にあり、6世紀後葉から8世紀初頭に属する小円墳37基からなる、関市では最も大きい群集墳である。1987年度(昭和62)に、その内の16基が発掘調査されており、現在は遺跡公園として保存整備されている。

方墳の分布 弥勒寺を中心に、池尻大塚古墳、小瀬方墳(市指定文化財)、八王子古墳、御前塚古墳、殿岡1号墳(美濃市指定文化財)などの方墳が、数km圏内に集中して分布している。これらは、古墳時代

^{*1} 河床の岩盤の節理や凹所に入った礫が増水時に回転し、長い年月をかけて少しずつ形成される甕状の穴。

^{*2} 円空仏で知られる遊行僧 1632~1695。生涯12万体の作仏を果たし、弥勒寺の長良川畔に入定したと伝えられている。

^{*3} 承平年間(931~938)、醍醐天皇の皇女勤子の求めで、源順が撰上した一種の百科事典。

^{*4} 近藤大典 1997 「古代美濃国関係木簡集成稿」『美濃の考古学 第 2 号』美濃の考古学刊行会、2005 「古代美濃国関係木簡集成稿 II 」『岐阜史学 第101号』岐阜史学会

^{*5} 関市教育委員会 2008 「5 片山西塚古墳」 『関市市内遺跡発掘調査報告書 —平成15~17年度—』

^{*6} 関市教育委員会 1998『塚原遺跡・塚原古墳群』

^{*7} 清山 健ぼか 1999「美濃市殿岡古墳群の研究 1 - 1 号墳の石室実測報告-」『美濃の考古学』第3号、2000「美濃市殿岡古墳群の研究 2 - 1 号墳の墳丘測量報告-」『美濃の考古学』第4号

後期から終末期にかけて営まれたと考えられ、その被葬者像は、律令期の郡司層に擬せられる。弥勒寺 遺跡群を営んだ勢力、すなわちムゲツ氏の趨勢と密接に関わっていると考えられる。

重竹遺跡 弥勒寺東遺跡の対岸に広がる田園地帯(古代の有知郷にあたる)には、縄文から中世の遺構がいたるところに分布しており、関市最大の遺跡である。1978年(昭和53)から1982年(昭和57)にかけて、土地改良と東海北陸自動車道建設に伴い、 $A1\sim 4$ · B地点の合わせて約20,000㎡の発掘調査が行われ、多くの原始・古代・中世の遺構が発見された。

古代に属する遺構で注目されるのは、B地点の77軒の竪穴建物と4棟の掘立柱建物からなる集落である。集落の中央には幅1mほどの生活用水と考えられる溝が北東から南西にかけて流下する。また、集落の南東部には、幅4mほどの農業用水と考えられる溝があり、これに沿って古代の水田が広がっていたと推測される。77軒の竪穴建物は7世紀後葉から8世紀中葉まで営まれたものである。重竹遺跡からは、大量の焼塩土器が見つかっており、内陸部で塩の精製が行われた集落遺跡としても注目を集めている。また、美濃国刻印須恵器、鉄製鎌、鉄製紡錘車なども出土している。

なお、この集落跡の調査時に、調査区域の南西42m付近に平安時代の竪穴建物1軒が工事現場で見つかった。関市域における平安時代の集落の調査例は、後に述べる窯の工人の竪穴建物の例しかなく、この時代の人々がどこに集落を営んでいたのかはまだよくわかっていない。

その後、2001年(平成13)に、東海環状自動車道と東海北陸自動車道とのジャンクション建設に伴う 12,900㎡の発掘調査が実施され、弥生時代から近世に至る多数の遺構が検出されたが、古代に属するものは、掘立柱建物 8 棟、竪穴建物15軒などが発見されている。

また最近では、2009年(平成21)から2010年(平成22)にかけて、道路改良工事に伴うA5地点の発掘 調査が行われた。弥勒寺東遺跡のまさに対岸に当たる位置で、わずか720㎡の調査ではあったが、古墳 時代後期の竪穴建物6軒、奈良時代の竪穴建物33軒が検出された。注目されるのは奈良時代に属する 竪穴建物の内、鍛冶炉を備えたものが6軒見つかった点である。鉄滓やフイゴの羽口、砥石などのほか、 出土した墨書土器「大福」は、弥勒寺西遺跡で出土したものと酷似するなど、弥勒寺官衙遺跡群との直 接的なつながりが考えられる。すなわち、武義郡衙が関与した官営工房の一画と見られる。また、弥勒 寺遺跡群からの出土は未だ確認されていない美濃国刻印須恵器が出土している。

榿ノ木洞遺跡 1988年(昭和63)に、開発に伴う約3,000㎡の緊急発掘調査が行われ、山の南西向き斜面に5世紀から9世紀初頭の竪穴建物が94軒と9世紀後半から10世紀初頭の竪穴建物が3軒・溝1条が見つかっている。その後、1996年度(平成8)と1998年度(平成10)に行われた関テクノハイランド開発に伴う隣接区域の調査(8,375㎡)でも20軒の竪穴建物が見つかっており、この遺跡での竪穴建物の総数は117軒を数えるに至っている。この集落の南東100mには8世紀初頭の須恵器窯が1基、同200mには、9世紀後葉の灰釉陶器窯が1基が知られており、それぞれの時期の工人たちの住む集落でもあったと考

^{*1} 関市教育委員会 1979『重竹遺跡 -その1-』、1981『重竹遺跡 -その2-』、1984『重竹遺跡 -その3-』

^{*2} 財団法人 岐阜県教育文化財団 文化財保護センター 2005『重竹遺跡・上西田遺跡』

^{*3} 財団法人 岐阜県文化財保護センター 2000 『榿ノ木洞遺跡』

えられる。この遺跡の発見により、山間部の緩斜面にも集落が存在する事がわかり、次に述べる砂行・ 深橋前・南青柳・大平前遺跡の発見につながった。

砂行遺跡 1997年(平成9)2月から1998年(平成10)3月にかけて15,800㎡の発掘調査が行われ、弥生時代末から古墳時代初頭の竪穴建物が57軒、古墳時代中期の竪穴建物が9軒のほか、古墳時代中期の祭祀遺構である大溝や砂行1号古墳、後期古墳6基、奈良時代初頭の火葬墓1基などが見つかっている。砂行1号古墳は、造り出し付きの、いわゆる帆立貝式の円墳で、2基の主体部が検出されたが、第1主体部から大刀や短甲、第2主体部からは変形神獣鏡が出土した。被葬者像として浮上したのが、やはり水辺の祭祀と関わりの深いムゲツ氏である。現在、一帯は工業団地として開発されたが、後述する**50年でで、次日間で、2012年(平成24)6月に市の重要文化財に指定された。

深橋前遺跡 1998年度(平成10)に11,500㎡の発掘調査が行われ、弥生時代末から古墳時代初頭の竪穴建物が80軒のほか、古墳時代後期の古墳1基、奈良~平安時代の火葬墓6基、灰釉陶器窯1基などが見つかっている。消失したと考えられる竪穴建物から朱塗りの銅鏃、最も大きい竪穴建物から筒状銅製品(儀杖の石突)、火葬墓の1基からは銅製の鉸具(馬具)が出土しており、集落の性格を考える上で注目される。。

南青柳遺跡 1998年度(平成10)に5,700㎡の発掘調査が行われ、弥生時代末から古墳時代初頭の竪穴建物が82軒、古墳時代中期の南青柳古墳などが見つかっている。この古墳は、砂行1号古墳と同じ、帆立貝式の円墳で、木棺直葬の主体部から、鉄刀と鉄剣各1点のほか短甲や馬具の一部も出土しており、砂行1号古墳とともに、この地域の5世紀代の首長墓を明らかにした点で貴重な発見である。

大平前遺跡 1999年度(平成11)に、榿ノ木洞遺跡の北300mの丘陵の頂で600㎡の発掘調査が行われ、巨石を対象とした祭祀の跡、いわゆる磐座遺跡が見つかった。祭祀に用いられた須恵器は巨石の背後で打ち割られ、廃棄された状況が検出された。ここは吉田沖を潤す水源地であり、奈良時代、当地域一帯に集落を営んだ人々が集い、生産基盤である吉田沖の豊穣を願って水源の神に祈りを捧げた光景を彷彿させる。

条里遺構 関市域では4箇所の条里遺構が確認されている。最も大規模なものは、吉田沖と呼ばれる弥勒寺東遺跡の対岸に広がる水田地帯で、東西約1,800m・南北約2,000mの範囲に154坪が確認されている。次いで、武儀川左岸の河岸段丘上の広見地区にも比較的よく残っており、21坪が確認されている。これらのほか、整然とではないが、稲口に3坪以上、大平賀地区に2坪が認められている。

^{*1} 財団法人 岐阜県文化財保護センター 2000『砂行遺跡』

^{*2} 財団法人 岐阜県文化財保護センター 2003『深橋前遺跡』

^{*3} 財団法人 岐阜県文化財保護センター 2002『南青柳遺跡 南青柳古墳 大平前遺跡』

^{*4 *2} に同じ。

^{*5} 八賀晋・玉井力 1971「岐阜県の条里」『岐阜県史 通史編 古代』岐阜県

1999年(平成11)から2002年(平成14)の冬期農閑期に、数々の遺跡の調査原因となった工業団地造成に伴い、吉田沖を南北に貫く排水路の整備が行われた。総延長3.25kmにわたって工事立会調査を実施したところ、古墳時代中期の遺構を発見している。前述のように北部山間部の弥生時代末から古墳時代初頭の200軒を超える竪穴建物の存在から、既にこのころには開拓が進んでいたものと思われる。

吉田沖は、この時代の小区画水田が奈良時代の、いわば大規模土地区画整理事業によって条里制水田へと姿を変え、今日に至っている。農業振興地帯として土地改良事業が進み、改変が及ぶものの、従前の地割り(条里の名残)をとどめた田園景観を保っている。

寺院跡 関市域には弥勒寺跡のほかに、古代の瓦が出土する遺跡が2カ所ある。1つは大杉廃寺跡で、伽藍の配置などは不明であるが、奈良時代に属すると見られる線鋸歯文縁単弁十弁蓮華文軒丸瓦と二重 弧文軒平瓦が出土している。もう1つは、坊地廃寺瓦窯で、平安末期頃と考えられる各2型式の軒丸瓦・軒平瓦が出土している。供給先の寺院跡は未詳だが、小字名などから近隣にあった可能性が高い。

須恵器窯 関市域には、先にも触れたように南部区域に須恵器窯が7基ほど知られている。これまでに 調査が行われた例がなく詳細は不明であるが、採集遺物からみて8世紀頃に属するものである。須恵器 窯は、このほか1例のみであるが北部の山間部にも知られている。この窯は工事中に見つかったもので、 残存した窯体内に765点の須恵器が遺存し、8世紀初頭のものとみられる。美濃市の丸山古窯跡では、 瓦窯のほかに7世紀前半頃の須恵器も焼かれており、この区域も含め、須恵器工人の動向が注目される。

灰釉陶器窯 関市の北部には、7基の灰釉陶器窯が知られており、関市北部古窯跡群と総称している。これらの時期は9世紀後葉から10世紀前葉頃のものであるが、なかでも榿ノ木洞1号窯からは碗・皿・鉢類に「馬使貞主冊上」などとへラ書きされた文字陶片が16点出土しており注目される。やや時期は下るが美濃市域でも3基の灰釉陶器窯が調査されている。これらの窯の製品とみられるものは、弥勒寺東遺跡でも多く出土しており、郡衙が経営に関与していた可能性も指摘されている。

火葬墓 律令期に入る頃から古墳はほとんど造られなくなり、火葬墓が採用されるようになる。これまで、この時期の墓は重竹遺跡で2例の火葬墓しか知られていなかったが、前述のように砂行遺跡で1基と深橋前遺跡で6基、計7基の火葬墓が新たに見つかっており、この時期の墓制が徐々に判明しつつある。

関市周辺の遺跡

加茂郡富加町 富加町羽生の周辺は正倉院文書「御野国加毛郡半布里太宝二年戸籍」の故地として有名で、そこに記載された54戸1,119名の人々が、まさに住んでいた集落遺跡の調査が徐々に進んでいる。1977年(昭和52)の庁舎建設に伴う東山浦遺跡(1978年から東山浦遺跡と羽生遺跡をあわせて「半布里遺

^{*1} 関市教育委員会 2006「10 吉田沖遺跡 立会調査」『関市埋蔵文化財発掘調査報告書 平成9~14年度』

^{*2} 関市教育委員会 1990 『榿ノ木洞1・2号窯』、同 1996 『砂行古窯』、同 2011 「2 田之洞古窯跡」 『関市埋蔵文化財発掘調査報告書 平成19~20年度』 釈文 「馬使貞主冊上」は、佐藤 信氏のご教示による。報告書では「使」を「来」と読んでいた。

^{*3} 美濃市教育委員会 1989『美濃市西南部古窯址群』

跡」と呼称 5 の2,800 ㎡におよぶ発掘調査では、7世紀中葉から8世紀後葉の竪穴建物が31軒(うち6軒は時期不明)が見つかっている。また、1987年度(昭和62)と1988年度(昭和63)に行われた「タウンホールとみか」等の建設に伴う約2,500 ㎡の調査でも7,8世紀の竪穴建物が29軒が見つかっている。中でも東山浦遺跡の7号住居には「望力自」と墨書された土器が埋納されていた。

因みに、半布里の戸籍には、54戸中12戸に、27名のムゲツ氏が見え、8世紀初頭のムゲツ氏の在り 方や県主一族との密接な関係などをうかがうことができる。

各務原市 古代美濃国最大の須恵器と瓦の生産地である美濃須衛古窯跡群があり、周辺の古墳、集落、寺院などへの須恵器と瓦の供給に圧倒的なシェアーを占めている。同古窯跡群の一部は関市域の南部にも広がる。これまでに確認されている最古の窯は6世紀末頃のもので、これより古い窯は今のところ見つかっていないが、本古窯跡群は5世紀後葉には誕生していたものと推測されている。

美濃市 「弥勒寺」へ瓦を供給した丸山古窯跡群がこれまでよく知られていたが、1988年(昭和63)に行われた丸山古窯跡群の東部にある丘陵の調査で、須恵器や灰釉陶器の窯が発見された。** また、1992年(平成4)の調査で、王莽が前漢末に建国した新王朝(紀元8~23年)時代の鏡とみられる「流雲方格規矩四神鏡」が出土し、一躍脚光を浴びた観音寺山古墳(墳丘墓)がある。弥生時代末期頃のこの地域の統率者(ムゲツ氏につながるものか)の墓として注目を集めた。

岐阜市 全国で唯一、国名を入れた美濃国刻印須恵器を生産した老洞・朝倉古窯跡群がある。1978年(昭和53)に発掘調査され、翌1979年(昭和54)には国史跡に指定された。この窯は国衙窯とみられ、当時、美濃国の国司であった笠朝臣麻呂(706年から720年まで在任)の直接的関与があったものと考えられている。美濃国刻印須恵器は、官衙や拠点的集落を中心に、西は、斎王宮や平城京に運ばれ、東は、これまでは長野県佐久市西近津遺跡(信濃国佐久郡衙に近接か)が東端とされていたが、最近、小田原市永塚北畑遺跡(相模国足下郡衙に近接か)からの出土が知られ、一気に東方への分布域が広がり注目されている。関市域では重竹遺跡、榿ノ木洞遺跡、大杉遺跡、笠屋石塚遺跡などの集落遺跡から出土している。弥勒寺遺跡群からの出土は、今のところ確認されていない。

加茂郡坂祝町 湖東式の軒丸瓦を焼いた輪形古窯跡が関市境の南東1kmにある。この瓦は美濃加茂市の元薬師寺で使用されたものである。湖東式の軒丸瓦は、それぞれ細部では相違するが、弥勒寺跡や各務原市の平蔵寺跡でも出土しており、この型式の瓦がこの地域にもたらされた歴史的背景が注目される。

^{*1} 富加町教育委員会 1978『古代・半布里を物語る 東山浦遺跡』

^{*2} 富加町教育委員会 1989『半布里遺跡』

^{*3} 平川 南 1996「里刀自小論」『国立歴史民俗博物館研究報告 第66集』国立歴史民俗博物館 「里刀自」とは、里長の妻の尊称であり、里の経営に深く関わっていたとされる。

^{*4} 前百*3

^{*5} 岐阜市教育委員会 1981 『老洞古窯跡群発掘調査報告書』

^{*6} 美濃加茂市 1980『美濃加茂市史 通史編』

^{*7} 関市教育委員会 2009『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺跡 講堂跡発掘調査 平成9·10年度』

^{*8} 各務原市 1983『各務原市史 考古‧民俗編 考古』

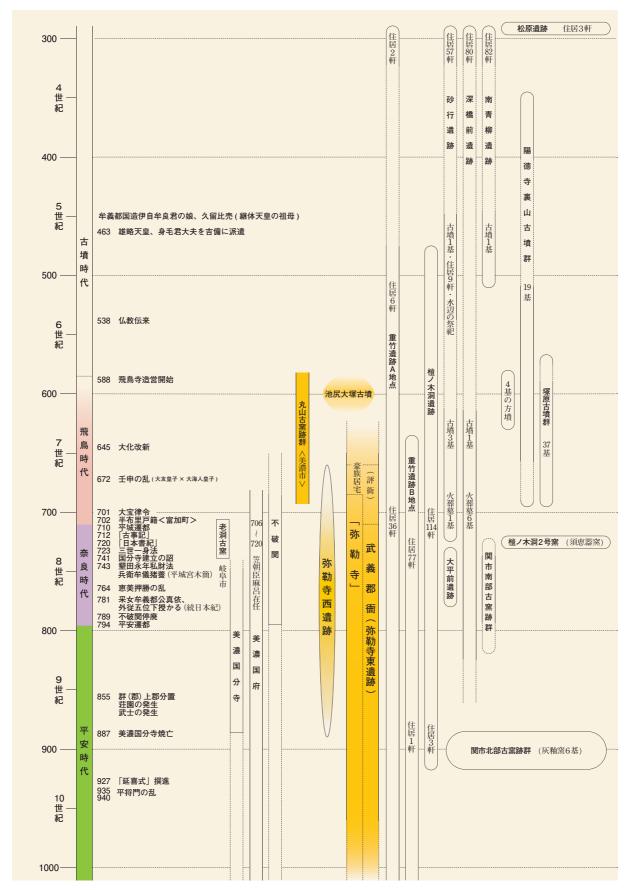
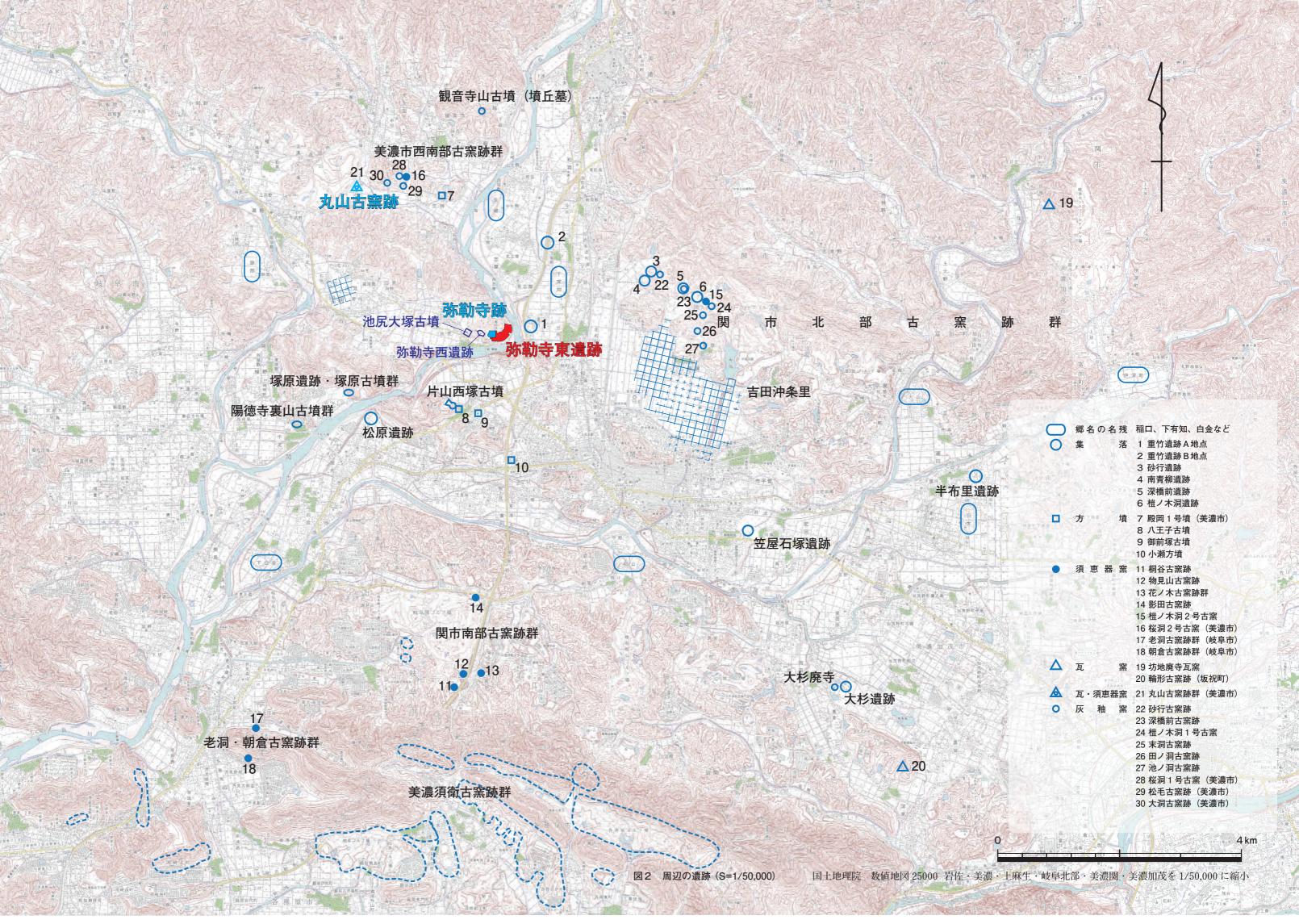


表 1 関連史年表



2 弥勒寺遺跡群の概要

a. 弥勒寺跡

「弥勒寺」の塔跡は、1930年(昭和5)に、既に県の史跡指定を受けていた。当時の標柱「史蹟廃寺塔跡」には、「将来此の地方の歴史的考証となるものですから此の土壇又は礎石は破壊してはいけません」とあり、地域の財産として大切にしなければならないと考えた地元篤志家の遺跡に対する認識と適切な処置が、今日の国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群につながっていることを銘記しなければならない。

事の起こりは半世紀以上前にさかのぼる。1951年(昭和26)、東京国立博物館の学芸部長であった仏教考古学の第一人者、石田茂作のもとへ弥勒寺跡の調査を要請する手紙を差出した地元の人がいた。当時、農繁期の保育施設が各地区に設けられたが、「寺社の傍に建てるのが良し」とされていて、池尻地区もその建設予定地として、弥勒寺の周辺が候補に挙がっていたのである。石田は、「西下の序でに是非お立ち寄りいただきたい」との再三の要請に応えて、1952年(昭和27)に来関。弥勒寺所蔵の瓦を実見し、また簡易なボーリング調査によって金堂跡を推定して、法起寺式伽藍配置をとる白鳳寺院の存在を確信するに至り、翌1953年(昭和28)、初めての学術調査が実施されることになる。地方寺院の発掘調査としては先駆的な事例として、それまで畿内中心であった古代寺院研究に一石を投じることになる。

住民参加の発掘調査 石田茂作の指導による弥勒寺跡の第1次発掘調査は、関市史編纂事業の嚆矢と位置付けられ、立正大学の丸子亘を助手に、各地区ごとに委嘱されていた市史編纂委員20名、当時の弥勒寺住職久世円海、地元の中学校教諭・生徒、有志らが参加して、9月下旬から10月上旬にかけて行われた。この成果は、翌年の『ミュージアム』(東京国立博物館)3月号~5月号に報告された。

この中で石田は「伽藍配置の堂々たること、瓦の文様の優秀なること等、中央の寺院に対して少しの 遜色なきのみならず、規格の整然たること、中央にまだ見ないほど立派なものであることは、武義公一族の新文化への関心の殊に深かったことを思わしめる。弥勒寺造営のための寺工や瓦工は、これだけの ものである以上、都から招聘したに相違ないが、そうした連絡は誰によってなされたのであろう。ここにおいて私は、白鳳時代における美濃と大和との交渉を考えざるを得ないのである。国史に見える最も 顕著な史実は、壬申の乱の顛末である。弥勒寺の創建を出土瓦に徴するとき、それが天武以後と推せら れるにおいて、その造寺のうらには、都との縁故による特別なものがあったのではないかと考えられるのである。殊にその伽藍配置が、天武天皇と特別の関係にある川原寺のそれと同じであり、 瓦もまた 彼寺のとはなはだ似ておることをおもうとき、ただの僻辺寺院としてそのあまりにも整った配置、あまりにもすぐれた瓦は、そうしたことを考えに入れてこそ理解されるのではあるまいか。」(原文を翻案)と「弥勒寺」を評価し、その歴史的背景について卓見を述べている。

^{*1} 石田茂作 1954「美濃弥勒寺の発掘」『ミュージアム №36~38』東京国立博物館

^{*2} 当時、法起寺式伽藍配置と考えられていた川原寺は、1957年(昭和32)から1959年(昭和34)にかけて行われた発掘調査により、 一塔二金堂の創建時の姿が明らかになった。以後、川原寺式伽藍配置と呼ばれるようになる。

国指定史跡 「弥勒寺跡附丸山古窯跡」 1956年(昭和31) 8月には、同じ調査体制で第2次調査が実施された。同年12月に文化財保護委員会(現在の文化庁)に提出した関市教育委員会の報告によると、第 1次調査で明らかにし得なかった問題解決のため、トレンチ設定にかなり工夫が凝らされた様子がうかがえる。しかし、いたる所で報告で言うところの「攪乱地層」に阻まれ、講堂の柱間、回廊の存在を明確に示す遺構を検出するには至らなかった。しかし「塔、金堂址の心々を結んだ地点より南方200尺」において、南門の礎石の位置を示すと思われる根石を発見したことにより、これが寺域の南端とされ、史跡指定範囲の根拠になっている。

折しも、丸山古窯跡(美濃市大矢田字丸山南に所在)が、1957年(昭和32)7月15日から8月2日にかけて、名古屋大学の澄田正一の指導のもと、同助教授 楢崎彰一、八賀晋・山田英輔・岩野見司、岐阜大学学芸学部史学研究室 野村忠夫・中島兵一・ほか八名、京都大学理学部地質学鉱物学教室 川井直人、美濃市大矢田青年団からなる調査団によって発掘調査された。重弧文軒平瓦、凸面布目平瓦が出土したことによって、同窯が「弥勒寺」に瓦を供給した窯跡の一つであることが判明した。

かくして、弥勒寺跡400尺(121.2m)四方と丸山古窯跡(4基)が「弥勒寺跡附丸山古窯跡」として、1959年(昭和34)に国史跡に指定された。指定面積は、14689.44㎡(丸山古窯跡除く)である。



^{*1} 楢崎彰一 1957「美濃市大矢田丸山古窯址群の調査」『日本考古学協会第20回総会研究発表要旨』日本考古学協会

保存管理計画の策定 史跡指定から20年後の、1979年(昭和54)10月1日、奈良国立文化財研究所長坪井清足、国立岐阜大学史学科教授 野村忠夫、京都国立博物館考古室長 八賀晋、奈良国立化財研究所保存工学研究室長 安原啓示他を専門委員とした「史跡弥勒寺跡保存管理計画策定委員会」が設置され、史跡の保存・整備について検討が重ねられ、保存管理計画が策定された。

ここで示された基本的な方針は、その後の経緯を規定した極めて重要な意味を持っている。

Ⅲ 保存管理計画(弥勒寺跡)

1. 基本方針

- 1 指定地域内の現状変更は、一切これを認めない。
- 2 指定地域はすべて公有化して保存をはかるものとする。
- 3 公有化された土地は、一般の人々に理解されやすい形に整備する。
- 4 寺域の規模・内容についてはなお不明な点があるため、発掘調査を実施するものとする。
- 5 周辺の環境との関連については、自然公園風致地区など他の既成の計画との調和を図るものとする。

2. 基本構想

1 発掘調査

寺域の範囲を決定づける遺構が確認されていないので、その解明が第1である。寺域内部についても、僧房及びその他の建物遺構の調査が必要である。これらの調査と講堂・回廊・中門などの補足調査を含めて、全体で約2,000㎡の発掘調査を行わなければならない。

2 土地公有化計画

現在の指定地域全体を対象とするが、前途の発掘調査の結果によっては、指定地域の追加指定及びそれに応じた第2次の公有化計画が必要である。

3 整備計画

発掘調査の結果に合わせて、古代の遺構の復元的な整備を基本とする。

現在、弥勒寺の本堂・庫裡が塔跡・金堂跡などの伽藍中枢部に接して位置するのは、整備計画上好ましい状況ではない。したがって、原則として指定地域の外に移転するものとする。ただし、円空に関連して考えれば、寺域北部にある墓の管理や寺跡中枢部を守ってきた弥勒寺の歴史にかんがみ、当該寺域に近い位置でその移転が行われる事が望ましい。

なお、駐車場および将来予想される資料館のための用地を、土地の現況に合わせ指定地外の近接した場所に確保する必要があり、整備された寺跡への進入路はこれらとの関連で決定されなければならない。

資料 1 保存管理計画書(弥勒寺跡)抜粋

^{*1} 関市教育委員会 1980『史跡 弥勒寺跡 附丸山古窯跡 保存管理計画書』

その後の調査 1953年(昭和28)・1956年(昭和31)に行われた調査の出土品が未整理のままであったため、1985年度(昭和60)に整理が行われた。。

保存管理計画に順い、1987年(昭和62)から1990年(平成2)にかけて範囲確認調査が実施された。その成果をもとに、1994年(平成6)に南側と西側の2138.93㎡が追加指定された。これに基づいて、1991年(平成3)から、弥勒寺の移転を含む指定地内の公有化事業が開始され、1995年(平成7)に完了している。また、1998年(平成9)から1999年(平成10)に、講堂跡の西半分の調査が実施された。

弥勒寺跡の概要 法起寺式伽藍配置をとり、川原寺式の瓦(複弁蓮華文・四重弧文の軒瓦、凸面布目の 平瓦)を持つ。

塔 一辺11.5 m (38尺)の正方形、高さ90 cm (約3尺)の石積み基壇に、塔心礎と3間×3間で一辺6.36 m (21尺、柱間2.12 m = 7 尺等間)の側柱の内、4 基の礎石が残存する。

金堂 東西14.88 m (49.1尺) ×南北12.42 m (41尺) の石積み基壇に、3間×2間の身舎の四面に廂が付く 建物で、廂の出も含めて桁行5間(10.9 m = 36尺、柱間2.21 m = 7.3尺等間) ×梁行4間(8.18 m = 27尺、 柱間2.09 m = 6.9尺等間) の内、身舎の6基、廂の2基の礎石が残存する。

講堂 東西24m×南北14mの基壇に、桁行5間(15m)×梁行2間(6m)、柱間3m(約10尺)等間の身舎の四面に、2.4m(約8尺)の廂が付き、廂の出を含めると19.8m×14.8mの建物である。

その他の遺構 これら伽藍を構成する主要な堂宇の他に、伽藍主軸に斜交した南門と掘立柱塀や掘立柱 建物、竪穴建物等が見つかっているが、回廊、経蔵、鐘楼については石田の想定であり、明確な遺構は 検出されておらず、依然として課題である。

b. 弥勒寺東遺跡

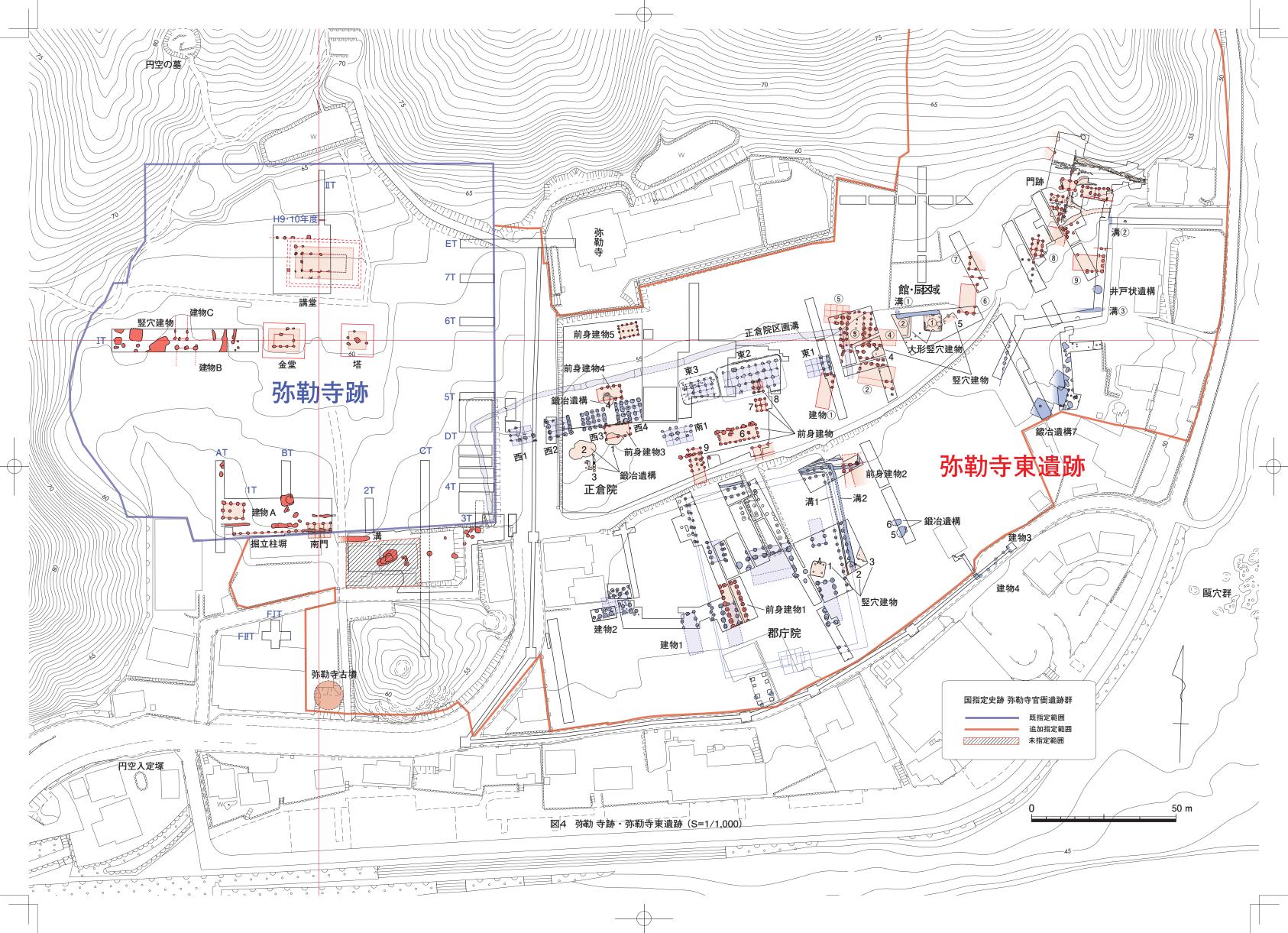
こうした長年の経緯を受けて、いよいよ史跡整備事業が始まろうとしていた1994年(平成 6)、関連用地確保のために弥勒寺東遺跡の発掘調査を実施することになる。第1次調査は、当初、弥勒寺跡への進入路拡幅に伴う住宅移転の代替地として、4区画分の宅地を造成するための開発目的の調査であった。調査を開始してから1ヶ月が経過した頃、大きな柱穴が検出され始め、その上層に礎石建ちの大形の倉が見つかるなど、その時点で、下層は豪族の居宅・上層は郡衙に関連する遺構である可能性が考えられた。しかし、予定期間は3ヶ月で、予算的な措置もなかったため、文化庁と協議の上、その年度から開始する予定であった弥勒寺跡の整備事業の予算を弥勒寺東遺跡の発掘調査に巻き替え、さらに増額して調査期間を延長し、引き続き調査を行うことになった。以来、1999年(平成11)までに、5次にわたる、継続的かつ集中的な調査を行うことになる。第6次調査は、遺跡東端区域の門に関わる遺構の補足的な調査である。第7次調査は、追加指定の範囲を見定めるための補足的な調査、第8次調査は下水配管工事の立会調査である。

弥勒寺東遺跡については、次節から改めて詳述する。

^{*1} 関市教育委員会 1986『国指定史跡 弥勒寺跡』

^{*2} 関市教育委員会 1988~1990『弥勒寺跡-範囲確認調査報告書-I~Ⅲ』

^{*3} 関市教育委員会 2009『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺跡 講堂跡発掘調査 平成9·10年度』



c. 弥勒寺西遺跡

2000年度(平成12)、弥勒寺東遺跡に「匠の里(仮称)」を造るという構想策定費が予算計上され、史跡としての整備を計画していた教育委員会と市の方針が乖離し始めた。それまでの調整不足を否めない。かくして、市長部局主動の匠の里検討会議が年度内に何度か開催された。その中で、国史跡指定を目指す範囲の明確化、指定した場合の活用法の具体化が求められた。遺跡の現地視察なども含め、我々の説明に対し、予算や法令等にとらわれず様々なアイディアを出し合い、率直な意見交換が図られた結果、「遺跡群の重要性に鑑みて、市にとって史跡としての整備がより相応しい」という合意が得られた。この間の足踏みは、整備に向けた我々自身の方針を固める機会となった。

2001年度(平成13)、「匠の里」は、その構想の一部であった「円空館」に計画が縮小され、弥勒寺東 遺跡は建設予定地から除外されることになったものの、次の候補に弥勒寺跡の西の谷あいが浮上したの である。これを受けて、同年8月に現地を踏査したところ、須恵器や山茶碗が表面採集されたため、 2002年(平成14)2月18日から3月15日にかけて試掘調査を実施した。

試掘調査の結果、自然流路の岸辺と思われる落ち込み(SX1)がかかり、奈良から平安時代を中心とする須恵器、「弥勒寺」所用の平瓦が多数出土した。取りわけ、木製品の出土を見たことにより、遺跡が秘める重大な意味を予感させた。3月20日に「弥勒寺西遺跡」として、文化財保護法第57条の6第1項(現97条)により、発見通知を提出した。

「円空館」建設事業は、翌年度に実施されることが既に決定しており、弥勒寺東遺跡の追加指定に係る調査や事務は一時凍結して、まず弥勒寺西遺跡の保護措置を緊急に講じる必要に迫られることになる。そこで、翌2002年(平成14)4月22日から9月27日にかけて、岐阜県緊急雇用創出特別対策事業として本発掘調査を実施した。この結果、8世紀後半から9世紀にかけての祭祀跡であることが明らかになった。

弥勒寺西遺跡の概要 3条の古代の谷川を検出し、その内の2条は調査区内で合流する。合流した流れ (本流)ともう一条の支流はさらに下流で合流し、長良川へ注いでいたものと思われる。この谷川からは、木製品、墨書土器を含む1万数千点の膨大な量の遺物が出土した。奈良時代後半から盛んに祭祀が行われていたことや、工房の存在が浮かび上がるなど、寺院や郡衙の営みをより具体的に知る上で重要な発見となった。

祭祀の跡 土坑に曲げ物や底部を穿孔した甕(土師器)を埋設した湧水を誘う仕掛け、いわゆる井泉遺構が点在し、井泉からの湧き水を導く溝を伴う方形に張り出した岸辺や、その背後に目隠し塀と篝火の跡があり、まさに祭祀の空間として整えられた一画と考えられる。また、谷川を渡るための橋や大形の掘立柱建物(柱間10尺)を検出した。2条の谷川が合流する地点では、フイゴの羽口や鉄滓が多量に出土したことから、調査区外の北西側に鍛冶に関わる遺構が存在することも確実と見られる。

^{*1} 関市教育委員会 2007 『弥勒寺遺跡群 弥勒寺西遺跡 - 関市円空館建設に伴う発掘調査』

墨書土器 8世紀後半から9世紀にかけての須恵器に、大寺、寺、厨、塔、寺家をはじめ、廣万呂、真 枚、南榮(人名)、大田嶌(地名か)、冨、田冨、福、富井、大福(吉祥の文字)、身月園田(習書)、池、鬼 女、得女、稲女、巳人、供、朝□[臣カ]などの文字が書かれた200点を超える墨書土器が出土した。

木製品 斎串や、人形、舟形、刀形などの祭祀に用いられた形代、曲げ物、折敷、組み合わせ部材(案の脚か)、箸、手斧のハツリ屑、燃えさし、小札状の有孔方形板(ササラか)、建築部材の一部と思われるものなど、2千点余りの木製品が出土した。

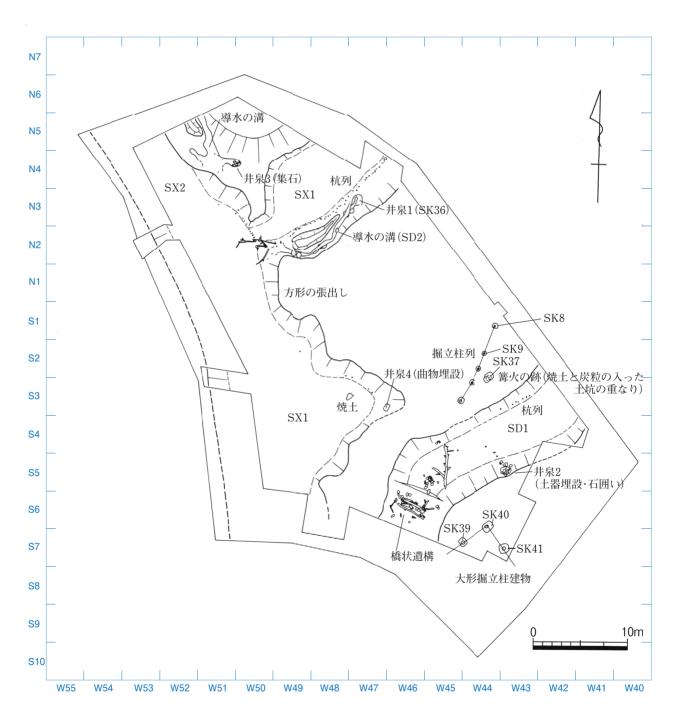


図5 弥勒寺西遺跡 (S=1/400)

第4号木簡 出土した木製品の中に5点の木簡が含まれる。その中でも第4号木簡は ** 幅34mm・厚さ4mmのヒノキ材、「建マロロ」などの人名が割書き(二行書き)され、「… 若体人等以今時参向」と緊急に出仕する旨と、さらに裏面には「若意者重 …」と命令に背いた場合の刑罰をも記した「召文」(召喚状)と考えられる。残念ながら3片に切断された状態で出土し、下端の2片(「右件人等+以今時参向」長さ195mm)は直接接合するものの、歴名部分(人名が列記された断片、長さ106mm)の上下、つまり上端と中間が欠損しているため全文はつかめない。しかし、それぞれの断片は意味の切れ目で、ほぼ10cm毎の長さに意図的に折って廃棄されたと見られ、欠損した断片も同様の長さであったとすると、少なくとも50cm以上(本来は2尺・約60cm)の木簡であったと推測される。決め手となる書き出し(差出)の部分や宛所を確認できないが、武義郡衙から発せられた律令の規定による文書様式を備えた、いわゆる郡符木簡と考えられる。古代における地方末端行政の実態を直接知ることができる重要な資料である。

なお、この木簡は、2010年(平成22)6月、市の重要文化財に指定された。

その他の出土遺物 その他に、鉄釘、銭、硯や灯明に転用された須恵器、桃核・胡桃などの種子類、樺 紐、砥石、石製紡錘車、弥勒寺所用の平瓦(凸面布目瓦を含む)などが出土した。

第2次調査 2006年(平成18)11月から翌年の3月にかけて、弥勒寺西遺跡の範囲確認を目的として、3カ所のトレンチ(試掘)調査を実施した。その結果、「弥勒寺」の経営を司る役所や僧房と考えられる 大形掘立柱建物群や竪穴建物が展開していることがわかってきた。

弥勒寺西遺跡の全容解明には、さらなる調査が必要である。

d. 池尻大塚古墳

池尻山の支尾根の裾に造られた古墳で、弥勒寺遺跡群の西端に位置する。石室の石材が露出しており「美濃の石舞台古墳」とも呼ばれている。**

2008年(平成20)に第1次の範囲確認調査が、2011年(平成23)に第2次の範囲確認調査と天井石を取り外して石室内部の発掘調査が行われた。これによって、規模は一辺が約23m~25mで、2段に築成されていた可能性があり、前面をやや西に傾けた不整な方形をしていることがわかった。眼下で南西方向に流れを変える長良川を意識して、その屈曲部から下流の流路に正面を向けることが意図された結果と見られる。石室も羨道部が八の字に開くが、その開き方に特徴がある。東壁は玄室主軸と平行に伸びるのに対して、西壁は西側に傾けている。つまり石室入り口も、より西を向く形を指向しているのであ

^{*1} 田中弘志 2003「2002年度出土の木簡 岐阜・弥勒寺西遺跡」『木簡研究』第25号、2004「釈文の訂正と追加」同 第26号

^{*2 &}quot; 2010「釈文の訂正と追加」『木簡研究』第32号

^{*3} 平川 南 2003『古代地方木簡の研究』吉川弘文館 公式令十三符式条に規定された「郡(司)符す…」の文言から書き始められる木簡で、郡司から管下の里(郷)長などに宛てた下達文書。主に召喚に関わる命令書で、2尺という長さは、在地社会における権威の象徴としての意味を持ち、また、これを携えて召喚先へ向かう人々の通行証ともなる。役目を終えた後は、不正使用を防ぐために細かく切断して廃棄された。

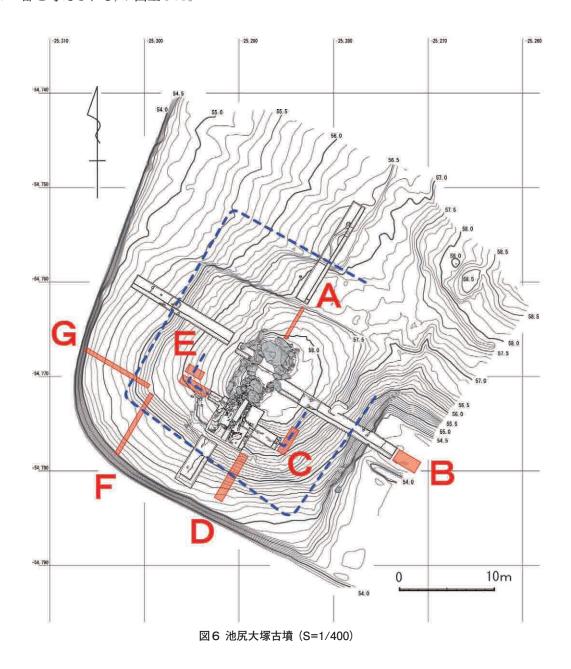
^{*4} 関市教育委員会 2010「12 弥勒寺西遺跡 第2次調査」『関市市内遺跡発掘調査報告書 平成18~19年度 -弥勒寺西遺跡範囲確 認調査ほか-』

^{*5} 田中弘志 1996 「池尻大塚古墳測量報告」 『美濃の考古学 創刊号』 美濃の考古学刊行会

る。この調整は、玄室内からの観察によって、玄門の立柱石から行われていることがわかった。石室の 構築過程で設計の変更があった可能性も考えられる。

このように、池尻大塚古墳の築造過程には、地形に制約されながらも方形を確保しつつ正面を長良川 に向け、遡上してくる者たちにその威容を誇示するための工夫が看取できる。

なお、石室内の調査は、玄室の床面積の30%程度にとどまったが、石室の規模、構造が明らかとなり、 奥壁の左右両側床面に埋設された土師器の小壺と須恵器(坏蓋)、鉄地金銅張の飾金具(胡籙、或いは馬 具の一部と考えられる)が出土した。



弥勒寺西遺跡と池尻大塚古墳は、条件が整えば、国史跡指定(弥勒寺官衙遺跡群への追加)を図り、弥勒寺遺跡群を一体として保存・活用していきたいと考えている。

^{*1} 関市教育委員会 2011「池尻大塚古墳 第 2 次発掘調査 〈現地説明会版〉」 『弥勒寺遺跡群 発掘ニュース No.32 』

3 弥勒寺東遺跡の調査

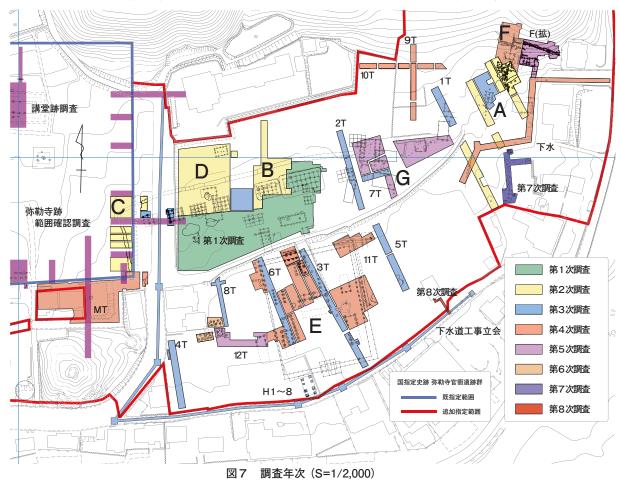
a. 第1~8次調査の経過

弥勒寺東遺跡は、1980年(昭和55)に策定された保存管理計画による弥勒寺史跡公園整備事業の一環として、1994年(平成6)から2005年(平成17)にかけて実施した8次にわたる発掘調査によって、武義郡衙跡であることが明らかになった。文献にみえる郡庁院、正倉院、館院、厨院などの郡衙を構成した全ての施設が把握できる稀有な例として注目され、2007年(平成19)2月、国の史跡に追加指定された。これに伴い、史跡としての名称も「弥勒寺跡」から「弥勒寺官衙遺跡群」に変更された。

郡衙成立以前の段階で「弥勒寺」が建立されるまでの飛鳥(白鳳)時代(7世紀後半~8世紀初頭)と郡 衙が存在した奈良時代初頭から平安時代中頃まで(8世紀初頭~10世紀前半)、さらに中世の遺構が重 なり合う複合遺跡でもある。

第1次調査(1994年度) - 大形掘立柱建物と礎石建倉庫の発見 -

調査を開始してから1ヶ月が経過した頃、柱穴が検出され始め、やがて大形の掘立柱建物であることが判明した。その北側に小規模な倉と考えられる総柱の掘立柱建物が付随していることが判り、その確認のために発掘区を拡張すると、今度はそれらの上層に巨大な礎石建の倉庫建築(この時点では梁行3



*1 関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡 -第1~5次発掘調査概要-』

間・桁行6間の建物と考えていた)が確認された。下層の掘立柱建物群は「弥勒寺」を建立した豪族の居宅、上層の倉庫は郡衙に関わる施設の可能性が考えられたため、調査期間を1年に延長した。また、寺院造営にあたって大量に必要であった鉄資材確保のための施設と考えられる多量の鉄滓やフイゴの羽口が出土する鍛冶遺構を発見した。



写真2 大形掘立柱建物 前身建物 6

このように、「弥勒寺」とムゲツ氏を律令制の成立と発展の中に位置づけて、より具体的・立体的に「弥勒寺」をめぐる歴史が解明できる可能性を秘めた発見となった。11月14日、課内会議で保存の方針が固まり、かくして、弥勒寺東遺跡は郡衙推定遺跡として報道され、2月19日に開催した現地説明会は、多くの考古学ファンを集めた。

別に地元池尻地区の方々を対象に説明会を開催し、 遺跡の重要性と引き続き調査を行う趣旨をご理解い ただき、賛同を得た。

第2次調査(1995年度) - 正倉院の確認と炭化米の大量出土 -



写真3 法倉 正倉東2

前年度の成果を踏まえ、その北側にB・D地区を、弥勒寺跡指定区域内にC地区を設定して調査を続行したところ、倉庫が柱筋を揃えて建ち並ぶ様子が判明し、同時に炭化した籾米が大量に出土したことによって、稲穀を納めた正倉群であることが決定的となった。炭化米を包含する層の厚さは30cmに達し、収納されていた米の多量さをうかがわせる。また、大きな溝が正倉群を取り囲んでいる可能性が高くなった。いよいよ武義郡衙に伴う正倉院説が有力となるが、この段階では、未だ確定には至らないとする慎重な意見もあった。

一方、関市土地開発公社が一般的な「代替地」として取得した遺跡東方の区域(A地区)に、遺跡が広がるかどうかを確かめるために試掘調査を行うことになった。その結果、門跡の一部を発見し、遺跡が背後の丘陵と長良川によって画された広い範囲に及ぶことを予想させる契機となった。門跡は、翌年の第3次調査から6次調査にかけて継続的に追究することになる。

^{*1} 長瀬 仁 1996「弥勒寺東遺跡=武義郡衙説について -文献史学からの試論-」『岐阜史学』第91号 岐阜史学会 いち早く発掘調査の成果を文献史学と照らし合わせて論考され、武義郡衙としての認定に関わる諸条件が示された。

^{*2} 他の場所での公共用地(道路など)拡大に伴い、代替地が必要になるときの備え。

この年の調査は『日本考古学協会年報48』「1995年度に注目された発掘調査の概要」で採り上げられた。

この年度から地元の皆さんに「発掘ニュース」の 配布を始める。

現地説明会は、調査中盤ではあったが、11月11 日に弥勒寺で営まれた栄叡座像奉迎法要(関市仏教 会主催)及び記念講演会(佐藤宗淳・八賀 晋)に期日 を合わせて行った。



写真 4 炭化米 出土状況

第3次調査(1996年度) - 範囲確認のためのトレンチ調査 -

A地区の調査によって、遺跡は広範囲に及ぶことが予想されたため、まず遺跡の範囲を把握すること や郡衙の中枢施設である郡庁院や或いは館院、厨院の発見が期待された。この年度から遺跡調査システ

ムを導入して現場作業の効率化を図り、また対象範囲全域の地権者の皆さんの承諾を得て、調査区の設定や拡張を任意に行える体制で臨んだ。そこで、第1~8トレンチを設けて範囲の確認に努めるとともに、A・B・C地区の調査を続行した。その結果、全てのトレンチにおいて遺構が確認されたほか、A地区では門跡に伴う石列が更に山中へ延びる可能性が出てきた。B地区では、それまで梁行3間・桁行6間と考えていた礎石建倉庫の桁行が8間であったことを確認し、全国でも屈指の巨大な倉庫であることが判明した。この正倉は「正税帳」に見える「法倉」に相当すると考えられる。また、下水道工事に伴う立会調査も併行して行い、段丘先端に当たる道路下で、大形掘立柱建物2棟分の柱穴を確認した。

12月には、奈良国立文化財研究所の西村 康による地中レーダー探査が実施された。

現地説明会は、3月9日に開催した。



写真5 A地区 門跡



写真6 レーダー探査

^{*1} 八賀 晋·田中弘志 1997「岐阜県関市弥勒寺東遺跡」『日本考古学協会年報48』(1995年度版) 日本考古学協会

^{*2} 支配権力を民衆に誇示すために、特に大きく立派に造られた正倉。

^{*3} 成果の一部は、西村 康ほか 1997「集落・埋納遺跡の探査」『文部省科学研究費補助金重点領域研究 遺跡探査 第5回研究成果 検討会議論文集』,西村 康 1999「集落・寺院・官衙の探査」足立和成・中條利一郎・西村 康 編著『文化財探査の手法とその 実際』真陽社 に報告されている。

第4次調査(1997年度) - 郡庁院の規模・建物配置の解明 -

第3次調査の第3,6トレンチにおいて、直径が1mを超える大きな柱穴を検出した。これらは郡衙の政庁(いわゆる郡庁)を構成する建物の一部と予想されたため、これらのトレンチを含む範囲をE地区とし、郡衙の中枢施設に狙いを定めた調査を実施した。その結果、正殿と東西両脇殿が整然と配置された郡庁の建物群を確認し、またそれらを取り囲む掘立柱塀も見つかり、郡庁院の規模(約50m×60m)を確定することができた。これまでに判明している郡衙相当遺跡の政庁区域の平均的な規模であるが、



写真7 調査指導委員会

建物配置においては、東北の多賀城をはじめとする 城柵官衙や北部九州の大宰府やその周辺の国府跡な どに多くに見られる「品」字形の配置を採る政庁で あり、郡衙の政庁としては初めての発見である。ま た、それらの建物は2度建て替えられており、都合 3時期の変遷がたどれた。その変遷のある段階において、東西両脇殿のそれぞれに北棟を配し、全体としては「H」字形の配置を採る時期があったことも わかった。

一方、A地区の門跡と考えられる遺構の北側山中をF地区とし、石列の延長を調査した。予想どおり 北へ延び、さらにその西側には階段が、東側には両側に溝を伴う土塁が取り付くことが判明した。また、 A地区を横断する下水道埋設工事に伴う事前の調査(下水区)も合わせて行い、掘立柱塀、掘立柱建物、溝、 井戸状遺構(直径3 m、深さ3.5 m)を発見した。下水道は、長良川沿いの道路下に埋設することになり、



写真8 現地説明会 A·F地区

遺跡を横断する計画は取り止められた。

A地区の西側山麓に南に張り出す地形の高まりがあり、特別な遺構の存在が予想されたため、第9・10トレンチを設けた。この区域では、厚い黄色の山土が流れ込んでおり、その下には中世以前の生活面がパックされていることが判明した。

現地説明会は3月1日に開催したが、過去最高の500人を超える参加者があった。

なお、調査も終盤の3月から翌年度の4月まで、弥勒寺跡指定区域の南に接した宅地造成区域(弥勒寺跡南地区)の確認調査を行った。ここでは、正倉院区画溝の西辺の延長と、「弥勒寺」の南門に伴う掘立柱塀の外(南)側に溝を発見した。前者は、互いの延長線が交わる地点で、後者は発掘区西端から7mの地点で端を丸くおさめて止まっていた。「弥勒寺」と武儀郡衙の地割りに関連性があることをうかがわせる。なお、2つの溝は宅地部分から外し、保護する処置をとった。

第5次調査(1998年度) - 館・厨の追究と遺跡東端の門跡の調査 -

大形の南北棟が西脇殿の下層で発見されたことにより、前身官衙(評衙)が存在する可能性が出てきたため、関連する建物の発見を期待して郡庁院西側に第12トレンチを設定した。その結果、郡庁院の建物と棟方向が一致する建物を新たに2棟発見した。これらは、郡衙の実務に関わる建物(曹司)群と考えられる。しかし、郡衙に先行する時期に属する建物は認められず、前身建物がどのように展開したかについては課題として残った。



写真9 G地区

正倉院、郡庁院の範囲が確定したことによって、館や厨の発見が期待される区域も遺跡東方に絞られてきた。そこで、正倉院区画溝の東辺を含むその東側の区域(G地区)の調査を実施した。この区域では、掘立柱建物が幾棟も検出され、重なりや方向の属性から少なくとも3時期の変遷があることが予想される。その中の一つは、正面を東に向けた二面廂付きの大形の建物であり、遺跡東端の門跡との関連が考えられる。また、正倉院を区画する溝はこれらの建物の柱穴をことごとく切っており、正倉院と東側の区域の時期的関係がはっきりした。さらに、正倉院区画溝の北辺のほぼ延長線上に同様の溝を検出した。この溝によって区画された区域が館・厨院である可能性が現在のところ最も高い。

門跡に取り付く土塁を調査するため、その東側を拡張した(F地区拡張区)。土塁は尾根を横切り、山

側に浅い溝を伴う石列となって、長良川へ向かって さらに延びることが判明した。多量の奈良時代に属 する須恵器が出土したが、平安時代に属する遺物は 皆無であり、奈良時代のある段階で門跡はその役目 を終えたと考えられる。門跡を含むこの区域の施設 は郡衙や「弥勒寺」を経営した氏族の居宅に関わる 遺構であり、郡衙の諸機能の充実とともに館院・厨 院へ変容を遂げたと考えられる。



写真10 炎天下の作業

10月24日に、考古学、歴史学、歴史地理学などの研究者に呼びかけて「弥勒寺東遺跡検討会」を計画したところ、当初30名程の予定が、全国から100名近い参加申し込みがあり、予定していた会場の許容を超えたため、急遽弥勒寺の本堂をお借りして開催することになった。

現地説明会は、11月1日に実施した。

^{*1} 郡衙には様々な職掌があり、それらを司った施設がそれぞれに在ったと考えられる。

第6次調査(1999年度) - 遺跡東端の門跡の精査と郡庁院外の施設の追求 -

当該年度の調査は、年度を通して調査してきた5次までの調査と異なり、他の開発に伴う調査との掛け持ちで、中断期間が断続的にあり、8月から1月までの間の正味約4ヶ月間の調査となった。

第5次調査の第12トレンチで発見された大形の掘立柱建物の規模・構造の確認を目的に拡張区(12 T-1、12T-2)を設定した。また、第2次調査から継続して追求してきた遺跡東端の門跡の構造解明を目指して、引き続きF地区及びF地区拡張区の精査を行った。第12トレンチの建物(建物2)は、総柱建物であることが判明した。郡庁院の正殿と棟方向だけでなく、前面の柱筋を揃えて建てられており、倉庫か楼閣か見解は分かれるが、特別な役割を持った曹司と考えられる。一方、F地区の門は四脚門であり、門を通過する暗渠排水の石組みや、土塁山側の石組み溝、さらに門前の道の両側溝が見つかるなど、谷水を受け止め長良川へ排水し、門を通過する道を厳重に確保する構造であることが判った。足か



写真11 現地説明会 12T

第7次調査(2005年度) - 追加指定にむけて -



写真12 13 T

け5年にわたって悩み続けた門跡を巡るF地区の調査も一応の決着を見た。

10月29日(関市規則第26号)の公布により、関市 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会が設置された。 現地説明会は、11月21日に開催した。

3月29日から31日にかけて埋め戻し、1994年から6年間にわたった調査を一区切り付けることになった。

追加指定に向けて、文化庁とその範囲について協議を進めるなかで、目標とする指定範囲の中の発掘調査が手薄な区域について遺構確認が求められた。そこで第13、14トレンチを設けることになったが、掘立柱建物、鍛冶遺構が確認された。

6月3日に初めての保存整備検討委員会が開催され、現地視察と基本方針、保存管理計画について話 し合われた。

現地説明会は、6月11日に開催した。

第8次調査(2005年度) -下水道埋設工事立会 -

個人住宅のリフォームに伴う下水道引き込み工事に立ち会った。第3次調査に併行して行った下水道 工事に伴う立会調査で大形の掘立柱建物の柱穴が確認された地点に近く、関連する建物の柱穴と思われ る遺構を検出した。

史跡追加指定 2007年(平成19) 2月6日付けの官報(号外第22号)に告示され、追加指定及び名称変更 (文部科学省告示第11号)が決定した。追加指定面積は43,790.56㎡である。

b. 保存管理計画の改定

弥勒寺東遺跡の追加指定、史跡名称変更に伴い、これまでの保存管理計画の見直しが必要となり、関市弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会において、1980年(昭和55)の計画を基本的に継承しつつ、2008年(平成20)に一部が改定された。

第4章 保存管理計画(弥勒寺官衙遺跡群)

(1)基本方針

- 1 指定区域は、すべて公有地化して保存をはかるものとする。
- 2 公有地化された土地は、一般の人々に理解されやすい形に整備する。
- 3 史跡の規模・内容についてはなお不明な点が多くあるため、整備にあたっては、必要な発 掘調査をさらに実施する。
- 4 周辺の環境との調和をはかり、自然・歴史・伝統文化を総合的に活用する方策を検討する。

(2)基本構想

1 発掘調査

- ・弥勒寺跡は、寺域の範囲を決定づける遺構が未だ確認されていないので、その解明が必要であり、寺域内についても、補足の発掘調査を行う。
- ・弥勒寺官衙遺跡(弥勒寺東遺跡)は、引き続き発掘調査を行い全容解明に努める。
- ・周辺区域においては、関連する遺跡の発掘調査を行う。

2 指定区域の管理及び周辺区域の公有地化計画について

- ・指定区域内では、遺跡に影響を及ぼす現状変更は認めない。
- ・周辺区域についても、前途の発掘調査の結果によって、指定区域の追加及び、それに応じ た公有地化計画が必要となる。

3 整備計画

- ・弥勒寺官衙遺跡群と周辺区域に存在する弥勒寺西遺跡及び池尻大塚古墳は、寺院、官衙、祭祀、古墳が不可分の関係で存在し、古代地方豪族の活動の全てを知ることができる。その特徴を最大限に活かす整備により、遺跡群が持つ本質的な価値を顕在化させ、史跡を核とした学習の場、憩いの場を提供するとともに、市民の自由な発想にもとづく様々な自発的活動を誘導することができる魅力ある文化的空間の創造をめざす。
- ・弥勒寺跡は、前途の補足調査の成果を踏まえながら、現環境を活かす整備を検討する。
- ・弥勒寺官衙遺跡(弥勒寺東遺跡)の郡庁院や正倉院は、補足の発掘調査を実施して規模・構造を明らかにした上で、その壮大さや建物群が整然と建ち並ぶ様子が理解できるような整備を検討する。館・厨区域を含むそのほかの諸施設についても、前途の発掘調査の成果を取り入れた整備を計画する。
- ・周辺区域についても、前途の発掘調査の成果をみながら整備を検討する。

資料2 保存管理計画書(弥勒寺官衙遺跡群)抜粋

^{*1} 関市 2010『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 保存管理計画書書』

関市弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会設置以降の経過

2005年(平成17) 2月25日 第1回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 基本方針案について 第1回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 基本方針決定·保存管理計画案 6月3日 7月26日 連絡会議(関係各課々長)「作業部会」の設置の合意 作業部会(関係各課係長以上) 庁内調整作業開始 8月24日 10月19日 「事業推進」市長決裁 第4回定例議会 議員全員説明会 11月28日 池尻区役員説明会 史跡指定について 2006年(平成18) 1月26日 4月24日 土地所有者説明会 地元自治会説明会 4月27日 5月2日 個別指定同意交渉開始 第2回 連絡会議 追加指定範囲の確認 6月28日 7月4日 第2回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 追加指定について 7月31日 追加指定申請書提出 文化審議会答申 11月17日 2007年(平成19) 1月15日 第2回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 弥勒寺西遺跡現地指導 2月6日 史跡追加指定・名称変更官報告示 5月27日 第1回 地元地権者事業説明会 買上げについて 第2回 地元地権者事業説明会 6月10日 6月15日 作業部会招集 用地取得に伴う諸問題について 関市都市計画審議会 都市計画公園決定 7月25日 11月30日 第3回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 保存管理計画改定案 2008年(平成20) 7月8日 第3回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 池尻大塚古墳範囲確認調査現地指導 保存管理計画改定 10月22日 作業部会招集 池尻大塚古墳の保護について 池尻大塚古墳地権者説明会 境界立会のお願いと第2次調査について 2011年(平成23) 1月20日 第4回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 8月24日 池尻大塚古墳 第2次発掘調査 現地指導

c. 郡庁区域

本書で報告する「郡庁区域」とは、弥勒寺東遺跡を東西に横切る段丘崖を境として、その下の段、すなわち、郡庁院を構成する建物群が立地する低位段丘面を指す。調査年次で示すと、1996・97年度(平成8・9)に実施した第3・4次調査と1998・99年度(平成10・11)に実施した第5・6次調査の一部、及び2005年度(平成17)に実施した第8次調査を対象とする。

なお、正倉院が立地する上位段丘面は「正倉区域」とする。



写真13 郡庁区域(合成) 北より

^{*1} 正倉区域ほかは、次巻『弥勒寺東遺跡群Ⅱ』に所収予定。

